



小豆島町耐震改修促進計画 【第2次計画】

平成29年11月

平成31年4月（改正）

令和3年3月（改正）

小豆島町

目 次

本編

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景.....	2
2 計画の目的.....	3
3 計画策定の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	3
5 対象区域・対象建築物.....	3
6 想定される地震の規模、想定される被害の状況.....	3

第2章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 耐震化の現状.....	6
2 耐震化の基本方針と目標.....	8

第3章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 役割分担.....	9
2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取り組み方針.....	11
3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及.....	13
4 地震時の建築物の安全対策に関する事項.....	14

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1 助成制度.....	15
2 融資制度・税制度.....	15

第5章 町有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物.....	16
2 耐震化に努める建築物.....	16

資料編.....	17
----------	----

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人余の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅・建築物の全半壊等、甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となった。このうち地震による直接的な死者数は約5,500人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

このため国は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定し、建築物の耐震化に取り組んできた。

しかし、その後も平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月には福岡県西方沖地震、平成19年3月には能登半島沖地震、平成20年6月に岩手・宮城内陸地震と大地震が頻発しており、特に平成23年3月の東日本大震災は地震規模がマグニチュード9.0で、巨大な揺れと津波により、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。

また、平成28年4月の熊本地震では、震度7を2回記録するなど、猛烈な揺れが相次ぎ、約3万7千戸の住宅が全半壊するといった非常に大きな被害が発生した。

このような背景から、中央防災会議や地震防災推進協議会において、10年後に死傷者及び経済被害額を減少させる観点から、住宅及び特定建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条各号に規定する建築物）の現状の耐震化率を平成27年度までに90%に引き上げるといった目標が掲げられ、これにあわせて耐震改修促進法が改正された。

耐震改修促進法の改正に伴い、建築物の耐震化を図るため、国は基本方針を定め、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画を定めるものとされ、市町村は耐震改修促進計画の策定に努めることとされた。香川県においては、平成28年12月に香川県耐震改修促進計画（第2次計画）が策定されたところである。

小豆島町は、平成23年3月に小豆島町耐震改修促進計画を定め、平成27年度における町内建築物の耐震化率の目標を定め、住宅・建築物の耐震化を促進するための施策に取り組んできたところである。

平成28年3月25日に国土交通省は、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%に設定する基本方針を示した。

このたび、国の基本方針の改正内容を踏まえるとともに小豆島町地域防災計画との整合を図って前計画の見直しを行い「小豆島町耐震改修促進計画（第2次計画）」（以下、「第2次計画」という。）を策定した。

2 計画の目的

第2次計画は、近い将来、高い確率で発生が予測される南海トラフを震源とする大規模地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減するため、耐震改修促進法第6条に基づき、既存住宅・建築物の耐震化を促進することを目的とする。

3 計画策定の位置付け

第2次計画は、国の基本方針及び香川県耐震改修促進計画（第2次計画）（以下「県計画」という。）を踏まえて、また、本町の「小豆島町地域防災計画」に沿って作成する。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和2年度までの4年間とする。ただし、令和3年度以降の計画を策定するまでの間は、この計画の期間を延長するものとする。

5 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、小豆島町内全域とし、対象建築物は、昭和56年6月以前の旧耐震基準により建てられた建築物とする。

6 想定される地震の規模、想定される被害の状況

県は、南海トラフを震源域とする海溝型地震、中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）及び長尾断層を震源域とする直下型地震について、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第1次公表）」として、震度分布や液状化危険度等の推計結果を公表した。さらに平成25年8月に「香川県地震・津波被害想定（第2次公表）」として、発生直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第3次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第4次公表）」として、第1次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

小豆島町地域防災計画では、これらの調査及び報告により、本町に影響を及ぼすと思われる地震として、①南海トラフ最大クラス（震度分布予測結果は図1）、②南海トラフ発生頻度の高い地震、③直下型地震（中央構造線）、④直下型地震（長尾断層）の4つについて、被害想定を行っている。

そのうち、最も被害が大きくなるとしている南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による被害想定を以下に示す。

建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れ(棟数)	620
	液状化(棟数)	110
	津波(棟数)	90
	急傾斜地崩壊(棟数)	20
	地震火災(棟数)	200
	合計(棟数)	1,000
人的被害 (死者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	40
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	*

人的被害 (死者数) (冬深夜)	津波 (人)		50
	急傾斜地崩壊 (人)		*
	火災 (人)		*
	ブロック塀等 (人)		*
	合計 (人)		90
人的被害 (負傷者数) (冬深夜)	建物倒壊 (人)		430
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 (人)	50
	津波 (人)		*
	急傾斜地崩壊 (人)		*
	火災 (人)		*
	ブロック塀等 (人)		*
	合計 (人)		430
人的被害 (自力脱出困難者・ 要救助者)	揺れに伴う自力脱出困難者 (人)		100
	津波による要救助者 (人)		10
ライフライン被害	上水道	断水人口 (人)	12,000
		断水率 (%)	76
	電力	停電軒数 (軒)	15,000
		停電率 (%)	100
	通信 (固定・携帯 電話)	不通回線数 (回線)	4,600
		不通回線率 (%)	63
停波基地局率 (%)		52	
交通施設	道路 (緊急輸送)	被害箇所 (箇所)	20
	港湾	被害箇所 (箇所)	10
生活への影響	避難者	避難所 (人)	3,400
		避難所外 (人)	2,300

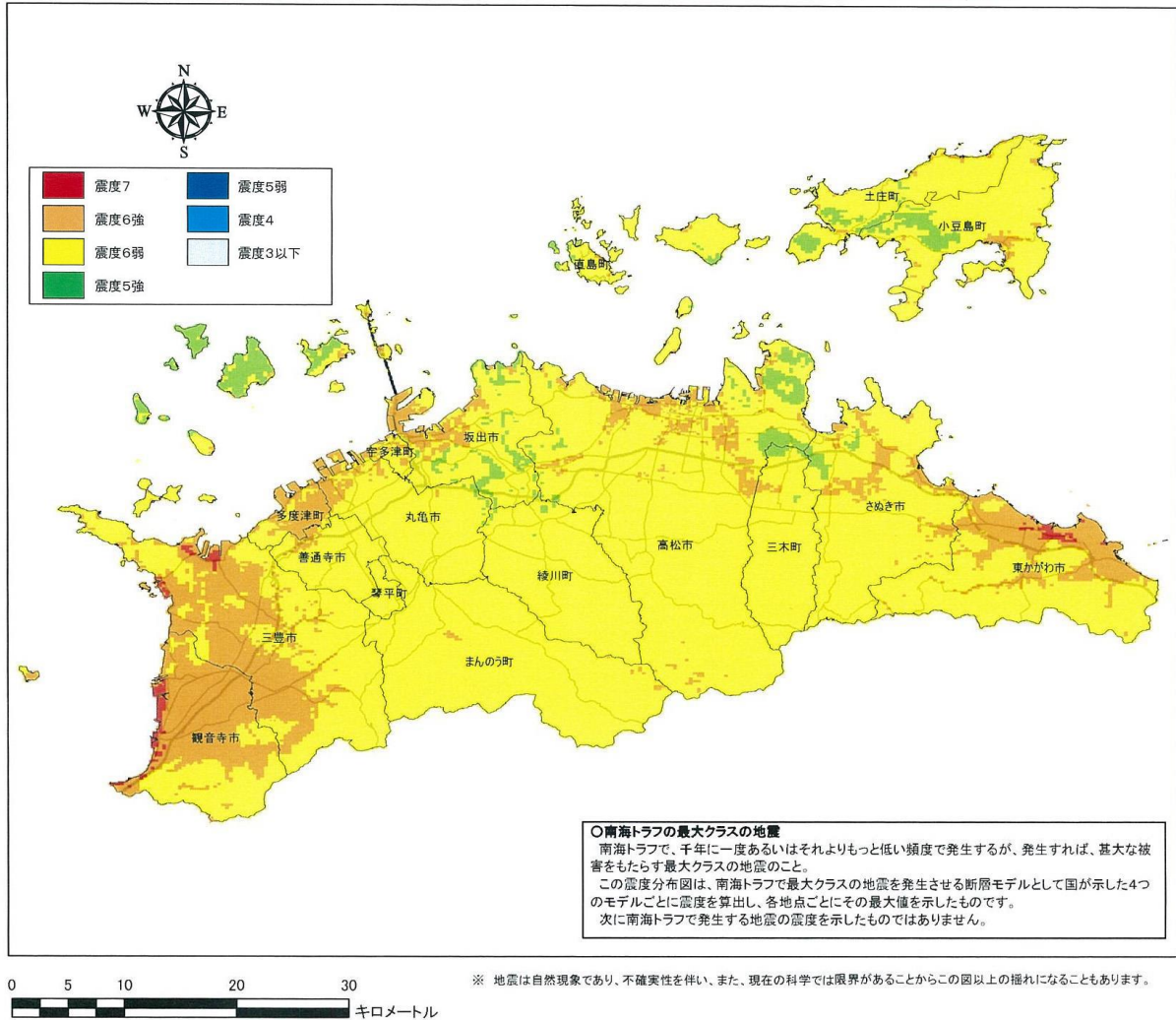
注1:「*」は少ないが被害がある。

注2:四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

出典:小豆島町地域防災計画(地震対策編)

図1 南海トラフ最大クラスの地震による震度分布予測結果

香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



第2章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成25年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、小豆島町内の住宅数は約6,350戸となっている。そのうち、昭和56年以降の新耐震基準に従って建てられた住宅が約2,950戸（47％）で、それ以外の約3,400戸（53％）が旧耐震基準に従って建てられた住宅である。

そのうち、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建物戸数を除くなどして推計を行うと、この約3,400戸のうち約660戸は耐震性を有していると考えられる。

以上のことから、約3,610戸（57％）が耐震性を有しており、平成25年度末の住宅耐震化率は57％とした。

平成25年度末の住宅の耐震化の現状（全国平均、香川県平均との比較）

	小豆島町	香川県平均	全国平均
総戸数	6,350 戸	38.7 万戸	—
耐震性あり	3,610 戸	29.0 万戸	—
耐震性なし	2,740 戸	9.7 万戸	—
耐震化率	57%	75%	82%

(2) 民間特定建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第6条に定められている特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物については、地震時の被害が甚大になる恐れがあるため、重点的に耐震化する必要がある。

本町にある民間特定建築物は下表のとおりであるが、耐震化の状況については、関係機関と連携し、調査を進めるとともに耐震化促進の啓発を行うものとする。

民間特定建築物の耐震化の現状（棟数）

区分	昭和57年以降①	昭和56年前②	②の内耐震性有③	総数 ①+②= ④	耐震性有 ①+③= ⑤	現状の 耐震化率(%) ⑤/④
学校・福祉施設	2	0		2	2	100
医療施設	3	3	1	6	4	67
ホテル・旅館等	2	3		5	2	40
事務所・銀行・店舗等	3	3	1	6	4	67
合計	10	9	2	19	12	63

(3) 町有建築物の耐震化の現状

町が所有している建築物については、耐震改修促進法第6条に定められている特定建築物以外の建築物でも、防災上重要な施設や市民の集まる施設が多くあり、特定建築物以外の建築物も耐震化状況を把握し、耐震化を図る必要がある。

主に町民が利用する町有建築物の耐震状況は下表のとおりである。耐震改修工事が必要であった学校施設、福祉施設、町営住宅についてはすべて工事が完了し、それぞれ耐震化率は100%となっている。

庁舎については、平成30年度に新庁舎への移転が完了するため耐震化率が100%になるが、各地区公民館の耐震化が遅れている状況である。

全体の耐震化は下表のとおり94%になっている。

町有建築物の耐震化の現状(棟数)

区分	昭和57年以降①	昭和56年以前②	②のうち耐震性有③	総数①+②=④	耐震性有①+③=⑤	現状の耐震化率(%)⑤/④
防災拠点施設(庁舎)	1	2	0	3	1	33
学校・幼稚園校舎	5	12	12	17	17	100
学校屋内体育館	3	2	2	5	5	100
福祉施設(保育所など)	4	5	5	9	9	100
市民が集まる施設(公民館体育館など)	15	10	1	25	14	56
町営住宅等	53	121	121	174	174	100
合計	82	151	137	233	220	94

2 耐震化の基本方針と目標

(1) 基本方針

住宅・建築物等の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者・管理者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題と意識して取り組むことが不可欠である。

町は、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、町民の自主的、主体的な取り組みを促進する。

(2) 緊急輸送路沿いの建築物

香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち、町内の道路（以下緊急輸送道路」という。）沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進する。

※ 緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員並びに生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

緊急輸送道路

- ① 第1次輸送確保路線・・・広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第2次輸送確保路線・・・町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第3次輸送確保路線・・・第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

(3) 耐震化率の目標

一般住宅の耐震化率の現状は57%程度と、全国平均82%や香川県平均75%と比較して低く、国の基本方針並びに県計画による目標耐震化率は90%であるが、小豆島町は令和2年度までの目標値を75%に設定する。

民間特定建築物の耐震化率の現状は、63%となっていることから、国・県と同様に目標耐震化率95%以上の達成を目標とする。

一方、町民が利用する町有建築物について、現状の耐震化率は約94%であり、新庁舎への移転が平成30年度に完了すれば、公民館、集会所等を除いて耐震化が完了する。

今後計画的に耐震改修を実施し、令和2年度末の耐震化率の目標は95%に設定する。

耐震化率の現状と目標

区 分	耐震化率	
	現状	目標(令和2年度)
住 宅	57%	75%
民間特定建築物	63%	95%
町有建築物	94%	95%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 役割分担

香川県、小豆島町、建築関係団体および建築物の所有者は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、建築物の所有者とともに、住宅・建築物の耐震化を促進する。

(1) 県の役割

① 香川県耐震改修促進計画の策定

- 県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- 施策等の進捗状況の検証及び分析結果等の公表並びに見直しや更新
- 市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- 特定既存耐震不適格建築物の所有者に行う指導・助言・公表等の実施

② 耐震診断、耐震改修の促進

- 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- 民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修への間接補助
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断への間接補助
- 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断への間接補助
- 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への間接補助
- 法に基づき指定する大規模な地震が発生した場合において、要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- 窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- 大規模空間に係る天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6 mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2kg/㎡を超えるもの。）の脱落防止対策
- 建築設備の耐震対策の指導
- 家具の転倒防止対策の啓発
- 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- 法に基づく建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③ 普及、啓発等

- 相談窓口の設置及び運営

- 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- 耐震化に関する情報の提供
- 県民向けの耐震対策講習会の開催
- 建築士による無料相談会の定期的な開催

④ 市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- 耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会や耐震改修の工法の普及
- 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- 市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- 市町及び建築関係団体が行う施策への協力
- 耐震対策講習会受講者名簿の作成及び縦覧

(2) 町の役割

① 耐震改修促進計画の策定

- 地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- 町計画に基づく施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- 小豆島町地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- 支援制度の創設の検討

② 耐震診断、耐震改修の促進

- 町有建築物の耐震診断、耐震改修の実施
- 民間住宅の耐震診断、耐震改修等への補助
- 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への間接補助
- 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- 家具の転倒防止対策の促進

③ 普及、啓発等

- 耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- 耐震化に関する情報の提供
- 自治会組織や自主防災組織を活用しての耐震化の啓発

④ 県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- 県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報の実施

- 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- 自治会との連携及び相互協力

(3) 建築関係団体の役割

① 耐震診断、耐震改修の促進

- 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- 県及び所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- 家具の転倒防止対策の指導への協力

② 普及、啓発等

- 相談窓口の設置及び運営
- 耐震化に関するパンフレット等の配布
- 耐震化に関する情報の提供

③ 技術者の養成

- 耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力の向上
- 耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者等の役割

① 耐震診断、耐震改修等の実施

1人ひとりが地震発生の危険性やその予測される程度などを正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくように努める。

- 住宅・建築物の耐震診断
- 耐震診断の結果に応じた耐震改修
- 総合的な対策としてコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- 建築設備の耐震対策
- 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

(1) 町が実施する事業

① 町有建築物の耐震診断及び耐震改修

- 公民館の耐震診断、改修の実施

② 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

- 民間住宅の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）
- 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介
- 耐震化に関する情報の提供

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

○緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

緊急輸送道路とは、県が、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するもので、小豆島においては以下のように指定されている。

【第1次輸送確保路線】

路線名	区 間
国道436号	土庄町～小豆島町安田

※防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。
(内海港、土庄港)

【第2次輸送確保路線】

路線名	区 間
国道436号	小豆島町安田～福田
県道坂手港線	小豆島町安田～坂手

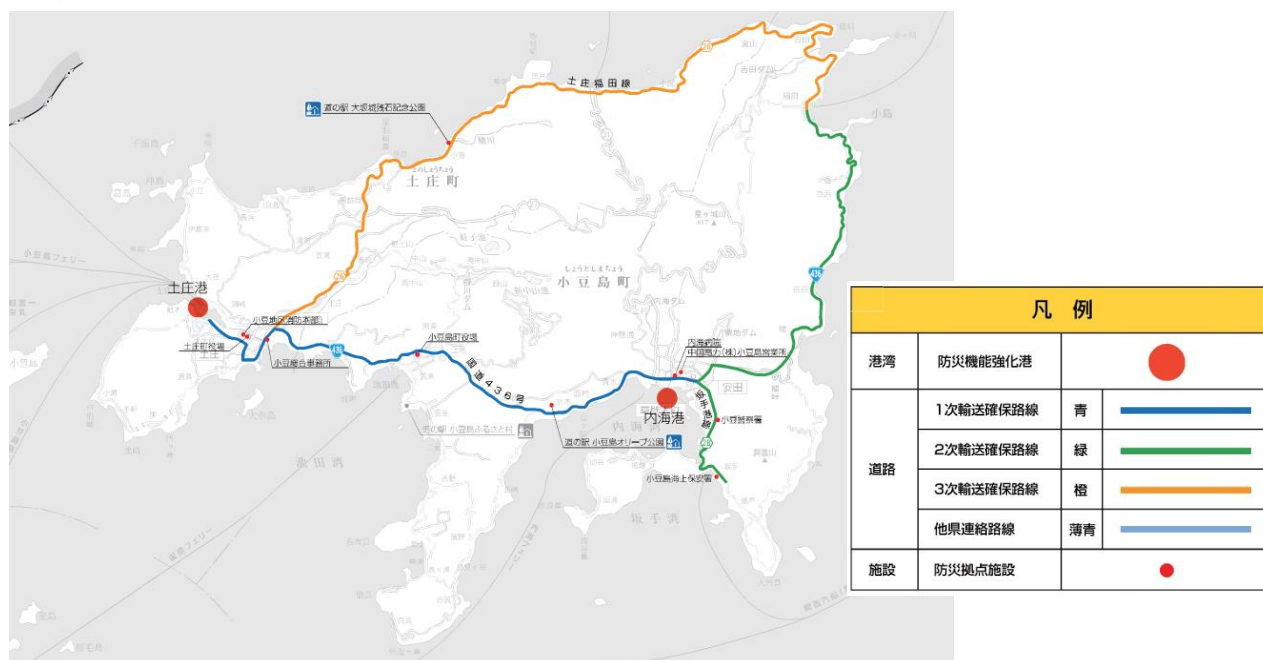
【第3次輸送確保路線】

路線名	区 間
県道土庄内海線	土庄町淵崎～小豆島町福田

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
内海港	地方港湾	香川県	草壁地区	→国道436号
土庄港	〃	〃	土庄町 大木戸地区	→畝木臨港道路→県道本町小瀬土庄港線→国道436号

緊急輸送道路図



(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- 住宅
- 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- 災害時に救護施設となる病院
- 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- 緊急輸送道路の沿道建築物において、倒壊により道路を塞ぐ可能性のある建築物

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

- 緊急輸送道路
- 避難路（小豆島町地域防災計画に定める避難路）

3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及

(1) 相談体制の整備・情報の提供の充実

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、住宅担当部局に耐震診断相談窓口を設置し、住宅・建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発を行う。また、県が行う建築士による無料相談会について、小豆島地域においても平成28年度から実施されており、県と協力のうえ今後も定期的に開催する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

県が作成する住宅・建築物の耐震化に関する各種パンフレット等を庁舎窓口等に掲示し、また町ホームページ、町広報紙を利用し、支援制度や耐震改修の方法等について、町民に広く啓発・普及していくように努める。

(3) 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の所有者等の意識啓発を図るため、地盤の揺れやすさと建物倒壊の危険度を認識できる「地震防災マップ」を作成し、ホームページに公表するとともに全世帯に配布する。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことから、リフォームと併せて実施することが有効な手段となる。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努める。

(5) 自治会組織、自主防災組織等との連携

地震対策は「自らの命は自分で守る」、「自らの地域は皆で守る」ことが原則であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町は、自治会組織や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため必要な支援を行い啓発等に努める。

4 地震時の建築物の安全対策に関する事項

また、平成13年3月に発生した芸予地震及び平成15年9月に発生した十勝沖地震では体育館の天井が落下し負傷者が出た。最近では、平成17年3月の福岡県西万沖地震、同年8月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や屋根ふき材・天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されている状況である。このため、町においては、県と連携し安全対策の啓発を行う。

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒や窓ガラスの破損により多くの死傷者が出た。また、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀が倒壊し、2名が死亡する被害が発生した。

コンクリートブロック塀が倒壊した場合、避難路を塞ぎ、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性がある。このためコンクリートブロック塀の倒壊の危険性を町民に周知し、啓発を行う。

(2) 天井材、窓ガラス、外壁等の非構造部分の脱落防止対策

昭和53年6月の宮城県沖地震や平成17年3月の福岡県西万沖地震では、窓ガラスが破損、落下して多くの負傷者が発生した。また、平成13年3月の芸予地震及び平成15年9月の十勝沖地震では体育館の天井が落下し負傷者が出た。

こうした非構造部材の脱落防止対策のため、県や消防部局に協力し、所有者への指導・助言を推進する。

(4) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなる。特に防災上重要な施設については、避難所等としての機能を維持するため、構造体と同様に建築設備についても耐震化を図る必要がある。このため、建築設備の耐震化の重要性について町民に周知し、啓発を行う。

(5) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については、地震時に転倒するおそれがあり、避難時の妨げになる。また、場合によっては死傷する可能性がある。このため、自治会組織や広報紙を通して、身近な住宅の耐震対策として家具の固定等の転倒防止対策を促進する。

(6) エレベーターの地震防災対策

平成21年9月施行の建築基準法施行例の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められている。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、県や建築関係団体と連携を取り、建築物の所有者等に既設のエレベーターの改修や安全装置の整備の必要性など、啓発を行う。

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

町は、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅について、国土交通省所管の住宅・建築物耐震改修等事業の助成制度や県の補助制度を活用し、町の予算の範囲内で耐震診断・耐震改修の助成を実施する。

(2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定める。

2 融資制度・税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

(2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として下記のものがあり・その活用が図られるよう制度の周知に努める。

所得税	【所得税額の特別控除】 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の10%（最高25万円）を耐震改修が完了した年の所得税額から控除することができる。 住宅ローン減税制度との併用が可能。
固定資産税	【固定資産税額の減額】 耐震改修が行われた住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）が、1年間、1/2に減額される。

なお、所得税については令和3年12月31日まで、固定資産税については平成30年3月31日までの制度となっている。（平成29年10月現在）

第5章 町有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

町有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設について、優先的に耐震化を図る。なお、防災対策拠点となる町役場庁舎については、平成30年度に新庁舎への移転が完了するため耐震性が確保される。

(1) 避難場所に指定されている施設

○公民館、集会所等

(2) 要援護者施設

○社会福祉施設

2 耐震化に努める建築物

(1) 特定建築物(耐震改修促進法第6条各号に規定する建築物)

特定建築物の管理者は、建築物の耐震改修促進法第6条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされている。本計画の第2章、建築物の耐震化の現状と目標を念頭に置き、耐震改修促進法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

(2) その他の町有施設

その他の町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案のうえ、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。